

【件名】No.121

広報いわぬまの広告掲載について

【区分】

手紙

【受付日】

令和8年9月8日

【意見・要望の内容】（要約して記載）

広報いわぬまへの広告掲載について、地元企業を優先するとともに、高齢者など市民の不安を煽る可能性がある広告や、市が事業者を推奨していると誤解されるおそれがある広告を慎重に審査し、掲載を控えてほしい。

また、広報誌の発行経費を削減する必要がある場合は、ページ数の削減やインターネットの活用などを検討し、紙の広報誌は高齢者への配慮を保ちながら必要最小限の内容としてほしい。

【一次対応】

担当課に情報共有し、回答(対応)を依頼

【担当課の回答内容】（全文）

このたびは、「広報いわぬま」の広告掲載について、貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。
9月にファクスで送付された文書「令和8年度 いわぬま広告掲載のご案内」につきましては、当市の確認を経ずに広告代理店が送付したもので、ご迷惑をお掛けし申し訳ございませんでした。当市から委託事業者へ適切な指導を行っております。重ねてお詫び申し上げます。
広報いわぬまは、市民の皆さまに行政情報や地域に関する情報をお届けする公的な媒体であることから、掲載する広告についても、その内容を適切に確認し、市民の皆さまに安心してご覧いただけるよう努めることが重要であると認識しております。
本市の広告掲載事業は、市が保有する広告媒体を有効に活用し、新たな財源を確保することを目的として実施しているものです。このため、市外の事業者であることのみを理由として、広告掲載の対象外とするものではありません。
また、本市では広告の掲載に当たり、広告掲載に関する基準に基づき、広告の内容や表現などを公正かつ公平に審査しております。市外の事業者や特定の業種であることを一律に掲載の可否の判断基準とするのではなく、個々の広告について基準への適合性を確認した上で、掲載の可否を判断しております。

ご指摘のありました終活に関連する広告につきましては、人生の将来に備えるための情報を提供するものであり、広告そのものが高齢者の不安をあおるものではないと認識しております。一方で、広告の表現や内容によっては、受け取る方が不安を感じるのではないかとのご懸念につきましては、今後の広告審査の際に参考とさせていただきます。
なお、広告代理店との契約の仕様上では、地元企業の広告を優先して掲載することとしております。しかし、地元企業で広告主が見つからず、広告枠に空きが生じた場合には、市外企業の広告を掲載することもございます。
今後も、広報いわぬまが市民の皆さまにとって安心できる情報源となるよう、適切な広告審査と分かりやすい紙面づくりに努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。本件についてご不明な点がございましたら、いつでも担当の市長公室までお気軽にご相談ください。

【回答の有無】

回答済

【回答日】

令和8年10月1日

【進捗状況】

情報提供済

【担当課】

市長公室【☎0223-23-0334】